

第一號議案 港湾労働者保護法制定に関する件。

○提案理由

我等は重要な運輸産業部門に属する全國港湾労働者の生存権擁護の立場から本法の制定を叫ぶものである。

○実行方法

港湾聯盟及び日本労働組合全般、全大連、労基等共同戦線を通じて其の実現を期す。我等は立憲法治國たる所以に反する。此の意味に於て我等は労働組合法の完全を期す事は現下の思想対策上極めて必要極く可からざるものと信ず。

○提案理由

政閣は立憲法治国にて立法諸法規中何等労働組合に対する保護法規の現存せざりけ立憲法治國たる所以に反する。此の意味に於て我等は労働組合法の完全を期す事は現下の思想対策上極めて必要極く可からざるものと信ず。

第二號議案 自主的労働組合法制定要求の件。

○提案理由

同一指導精神に基く各団体を通じ異論の喚起に努め以て其の實現を迫る事。
第三號議案 労働時間制限に関する件。

○実行方法

同一指導精神に基く各団体を通じ異論の喚起に努め以て其の實現を迫る事。

○提案理由

(一) 本法の立法化については日本海員組合及各友誼団体を通じて當局に請う事。
(二) 各船主資本家各機関へ決議文(生手交)し大衆運動に依て施行を期す。

第四號議案 水上交通取締法改正要求の件。

○提案理由

港湾都市を誇る我が大阪は其の名に値する近代的設備が甚く缺け居る。
益々増加する汽船、小蒸汽船、其れに対する旧態依然在る港湾設備、其傍には必然的に矛盾を孕む。水上交通當局者は現実に立脚立ち法規に依つて苛酷なる條文的水手交通取締りを強行する。斯かる不当な立場に依る過分な權取徴も満港労働者に対して更に料金の重圧を加へる。水上警察は水上警察署の保護、交通の圓滑と云ふ任務に対して其の反対に當つたる如き立場を取つてゐる。我等は斯る方針